

株式会社プロエム

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 2月 1日 ~ 令和 6年 6月 30日

2. 当社の課題

課題1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

3. 目標

- ・ 育児介護に関する 制度の利用実績を男女ともに（対象となる層の）100%とする

4. 取組内容と実施時期

取組1： 男性の育児休業や看護休暇取得等の両立支援制度利用を推進する取組を行う

- 令和 4年 2月～ 現在の男性の育児休業及びそれに付随する休暇制度、時短制度等の利用状況を調査し、また利用していないものへのヒアリング等を実施し、取得できない要因を洗い出す。
- 令和 4年 5月～ 実施：（取組内容をもとに自社で検討し入力して下さ制度利用を阻害する問題点を解消する。い）
- 令和 4年 9月～ 制度の再周知と取得促進のアナウンスを行う。
- 令和 5年 2月～ 利用状況の調査。改善点の洗い出し。改善。再実施。

取組2： 帰りやすい職場風土づくり等に向けて、管理職自身の勤務時間管理を徹底する

- 令和 4年 2月～ 現在の男性の育児休業及びそれに付随する休暇制度、時短制度等の利用状況を調査し、また利用していないものへのヒアリング等を実施し、取得できない要因を洗い出す。
- 令和 4年 5月～ 制度の周知と取得促進のアナウンスを行う。
- 令和 5年 2月～ 利用状況の調査。改善点の洗い出し。改善。再実施。

取組3： 短時間勤務制度を柔軟に運用する（本人の希望に基づく一定上限内でのフレキシブルなフルタイム勤務を実施する）

- 令和 4年 2月～ 現在の男性の育児休業及びそれに付随する休暇制度、時短制度等の利用状況を調査し、また利用していないものへのヒアリング等を実施し、取得できない要因を洗い出す。
- 令和 4年 5月～ 制度の周知と取得促進のアナウンスを行う。
- 令和 5年 2月～ 利用状況の調査。改善点の洗い出し。改善。再実施。